



2013-2014年
RI会長 ロン バートン
第 2640 地区ガバナー 久保治雄

第 1776 回例会

平成 26 年 2 月 17 日(月)

12:30~ 海南商工会議所 4F

1. 開会点鐘
2. ロータリーソング 「それでこそロータリー」
3. ビジター紹介
辻 秀和 様 ガバナーエレクト(河内長野RC)
4. 出席報告
会員総数 51 名 出席者数名 28 名
出席率 56% 前回修正出席率 60%

5. 会長スピーチ



会長 小椋 孝一 君
皆さん、こんにちは。今日の会員卓話は岸友子さんの「消費税について」であります。皆様、ご静聴よろしく御願い致します。

只今、ソチオリンピックが行われています。時間差が有るので夜寝ているのか、起きているのか分からなくなります。しかしながら、

15 日(土)の朝方、男子フィギュアスケートの羽生結弦(19)選手の演技を見ていて、テレビに釘付けになってしまいました。オリンピックと言うプレッシャーのなかで、あの演技ができたの上に世界1の金メダルを取った羽生結弦選手に敬意を表すと共におめでとうと言いたいです。

今、日本ロータリーのクラブ数は(2013年11月末現在)で2,289クラブ会員数は89,030名です、我が2640地区は71クラブで2,053名です。なで今更、これを言いたいかというと、2月号のロータリーの友に搭載していた中に、ポールハリスと3人の友人が最初のロータリークラブを創立したのは、109年前の今月です。彼の目標は、見知らぬ人ばかりの街で、同じ価値観を分かち合う人と親睦のオアシスをつくるというシンプルなものでした。時を経て、ロータリーの哲学は発展し、成熟し、ロータリアンの理想は、奉仕、職業論理、国際理解とひろがりました。ロータリーが

成長し、広まった時、ポールハリスは紛争が完全になくなった世界を描きました。個人的なつながりと違いを受け入れる包容力で、戦争は過去のものになるだろう

と考えました。もし、人々の友情と寛容の精神で一つになることができさえすれば、いかに共通点が多いか、すぐに理解するだろうと彼は感じたそうです。ポールハリスがロータリーの事をこのように考えていたのに、我が2640地区のクラブは何を考えているのだろうか?一部の人間に地区を振り回されるのは、私にとっては大変戸惑いを感じます、この2640地区が何時までもこの様な紛争が続ければ、会員数は減るばかりでなく、ロータリーの精神が段々薄れて来るのが間違いないと思います。もっとポールハリスがロータリーを作ったように、四つのテストを原点に戻って、クラブ会員の為の2640地区ロータリーを考え直してもらいたいものです。

6. 会員卓話

税理士 岸 友子 君

「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」

1. 消費税率引上げの趣旨



- 社会保障の充実
- 社会保障の安定化
2. 転嫁拒否等の行為の是正
消費税転嫁対策特別措置法(平成25年10月1日~平成29年3月31日)施行

- ①減額 ②買いたたき ③商品購入、役務利用、利益提供の要請 ④本体価格での交渉拒否 ⑤報復行為 ⑥公正取引委員会・中小企業庁長官・主務大臣等政府一丸となって監視取締り

3. 転嫁を阻害する表示の是正

事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止

4. 総額表示義務の特例

四つのテスト 言行はこれにてらしてから

- ①真実かどうか ③好意と友情を深められるか
- ②みんなに公平か ④みんなのためになるかどうか

事務所 〒642-0002 海南市日方 1294(海南商工会議所内)

電話(073)483-0801 FAX(073)483-2266

会長：小椋 孝一 幹事：大谷 徹 SAA：重光 孝義

5. 便乗値上げの禁止 6. 税率引上げと経過措置

- 原則 平成26年4月1日以後に商品の引渡しやサービスの提供等が行われた場合8%（平成26年3月31日以前に注文をしても受取が4月1日以降の場合該当）
○経過措置…次に掲げるものには8%への税率引上げ後も改正前の5% ①旅客運賃等 ②電気料金等 ③請負工事等 ④資産の貸付け ⑤指定役務の提供 ⑥予約販売に係る書籍等 ⑦特定新聞 ⑧通信販売 ⑨有料老人ホーム

7. 閉会点鐘

2月は世界理解月間です

次回例会

第1777回例会 平成26年2月24日(月)

海南商工会議所 4F 12:30~

会員卓話 谷脇 良樹君



ニコニコ・BOX

- 辻 秀和 様 皆様 お世話になります
小椋 孝一 君 辻ガバナーエレクト、ようこそおこし下さいました。次期2640地区の正常化にむけてがんばって下さい。
大谷 徹 君 辻ガバナーエレクト、本日は海南東RCへようこそおこし下さいました。
谷脇 良樹 君 辻がバナーエレクト、ようこそおいで下さいました。
平尾 寧章 君 しばらく休ませて頂きました。これから又宜しくお願ひ致します。
岸 友子 君 久しぶりに卓話させて頂きます。
角谷 太基 君 岸先生、本日はためになる卓話ありがとうございます。
楠部 賢計 君 小椋会長から若くなったと言われた。うれしくなって本当は若い女性からだともっと良かったです。



ロータリージャパン

「ロータリー財団遺贈友の会」

遺贈友の会に入りませんか?。そんな声をかけられたら、あなたはどのように感じますか? 縁起でもない、と眉をひそめられる方もいるかもしれません。でもよく考えてみてください。皆さまのロータリアンとしてのご活動の目的は、現在だけではなく、未来の子どもたちのために、世界をより良い場所に変えていくことではないでしょうか。遺贈は、あなたが人生を終えて見ることもない未来へ、贈り物をする機会です。

遺贈とは、遺言により財産の全部または一部を無償で譲与することです。自身の遺産計画で、遺産の一部の受取人としてロータリー財団を指定することにより、ロータリー財団に寄付することができます。また、ロータリー財団への遺贈額を1万ドル以上に指定された場合には、「ロータリー財団遺贈友の会」に入会することができます。現在、日本には210人以上の遺贈友の会会員がいます。

遺贈による寄付はロータリー財団の恒久基金へ積み立てられ、元金は使われることなく維持され、その投資収益の一部だけが、財団プログラムのために永遠に利用されていくことになります。また、寄付者の関心に応じて、寄付の使い道を以下の目的の中から選ぶことができます。

・国際財団活動資金 ・シェア（地区財団活動資金+国際財団活動資金） ・ロータリー平和センター 6つの重点分野（平和と紛争予防／紛争解決、疾病予防と治療、水と衛生、母子の健康、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展）

遺贈友の会の認証の遺贈友の会の会員は、ロータリー財団管理委員会からの認証を受けます。寄付額に応じて、遺贈友の会のピンと名前が刻まれたクリスタルが贈られます。また、金額を問わず、ベネファクターとして認証されます。

ロータリー財団の寄付～税優遇措置～

確定申告の時期なので、ロータリー財団の寄付の税優遇措置について紹介します。ロータリー日本財団を通して寄付をした場合、確定申告の手続きをすることにより、特定公益増進法人への寄付金として、税制上の優遇措置の対象となります。

個人の寄付

①税額控除：寄付額の約40%が戻るという画期的な税制が実現しました。（寄付金-2,000円）×40%（限度額：所得の40%、または所得税額の25%）ロータリー日本財団への寄付を10万円しますと、約4万円が税額控除になります。②所得控除：所得の額によって、所得控除の方が有利な場合もありますので、ご確認ください。

法人の寄付

税制改正により計算式が変わり、損金算入限度額が拡大しました。①一般限度額（所得×2.5/100）+（資本金等×2.5/1,000）×1/4 ②公益増進法人特別限度額（所得×6.25/100）+（資本金等×3.75/1,000）×1/2 ③国、地方公共団体は、寄付金額①②③の合計が損金算入限度額 一般限度額は半分に縮小し、公益増進法人限度額は、5割増しに改正されています。

都道府県・市町村の控除

条例での指定状況は都道府県によって異なりますが、一部の都道府県・市町村では条例の指定により、公益財団法人ロータリー日本財団への寄付金に対し、個人住民税の税額控除が受けられます。